

# 資料

## 外為取引の決済リスクに関するBIS報告書について

G-10諸国の中銀で構成するBIS（国際決済銀行）支払・決済システム委員会(以下ペイメント委)は、3月27日、「外為取引における決済リスクについて」と題する報告書を公表した。

外為取引の拡大を背景に外為取引の決済リスク（いわゆるヘルシュタット・リスク）が拡大する中で、G-10中央銀行は数年来この問題に取り組んできた。1993年にはペイメント委が「外為取引の決済リスク削減のために中央銀行が提供し得るサービス」の類型につき、報告書（ノエル・レポート）を公表している。

今次報告書は、その後における市中の反応や、直近でG-10諸国の銀行約80先に対して行った「外為取引の決済に関する実態調査」等を踏まえ、外為取引の決済リスクを今後短期間(2年間を展望)のうちに削減することを目的に作成されたものであり、結論部分においては、外為取引の決済リスクを削減するための「ストラテジー」を、個別銀行の行動を通じた削減策、業界グループの行動によるもの、中央銀行の施策の3つに分けて提示している。

以下は、同報告書の冒頭に示された要約部分の仮訳である。

# 要旨

## 1. はじめに

G-10諸国の中銀総裁は、今日における外為取引の決済に内在するシステム・リスクについて、民間部門と公的部門が共同してこれを抑制するに当たっての包括的ストラテジーを採択した。G-10の中銀で構成するペイメント委が作成した本報告書は、このストラテジーについて解説するとともに、そのもとになつてている分析を示すものである。

### (1) 中央銀行の関心事項

外為取引が日々膨大な規模で行われていることは、外為市場参加者や決済システム参加者が世界規模で相互依存関係にあることと相俟つて、今日の外為取引の決済方法から生じるリスクについて重大な関心を呼び起こしている。こうした関心の中には、銀行の安全性・健全性への影響、市場の流動性の充足度合い、市場の効率性、金融全般の安定性などが含まれている。

外為決済のプロセスが国内決済システムおよび国際金融システムにもたらすリスクは、1974年にヘルシュタット銀行が倒産した際に注目を集めた。より最近の例としては、ドレクセル、BCCI、ソビエトのクーデター未遂、ベアリングなどの事件がある。

### (2) 関心事項に取り組むためのG-10中央銀行のイニシアティブ

ヘルシュタット事件を受けて、G-10中銀は、外為市場リスクや、国際的な早期警告システムといった監督上の問題について、共同作業を始めた。1980年代初頭に中銀は、国内お

よびクロスボーダー取引の決済に利用される決済システムについて研究を開始した。その目的は、これらのシステムの構造と設計が、許容できないほどの信用エクスポージャーを銀行間に創出したり、金融市場や国内および国際的な銀行システムに流動性リスクを生み出したりしない、という点を確保することにあった。外為取引の決済分を含めたクロスボーダーの大口決済が、国内決済システムを流れる決済の大きな、時には極めて大きな、ウエイトを占めることは特に明白であったため、外為取引における決済リスクについては、詳細な分析が必要と考えられた。

国際的な決済方法に関するG-10中銀の作業から、いくつかの研究成果が生まれた。例えば、1989年2月の『ネットティングに関する報告書』(エンジェル・レポート)、1990年11月の『インターバンク・ネットティング・スキームに関する委員会報告書』(ランファルシー・レポート)、1993年9月の『クロス・ボーダーおよび多通貨取引に係る中央銀行の支払・決済サービス』と題する報告書(ノエル・レポート)などがある。これらの研究を通じ中銀は、クロスボーダーおよび多通貨ネットティングの仕組みがもたらし得る問題を明らかにするとともに、クロスボーダー・ネットティング・スキームのための最低基準や監督(oversight)の枠組みを勧告し、また外為取引の決済におけるリスクを削減し得る、中央銀行のあり得べきサービスのオプションについて検討を行った。

1994年6月、ペイメント委は、こうした過去の作業を踏まえ、外為決済リスク削減のためのストラテジーを作成するために、外為取引の決

済リスクに関するステアリング・グループ(Steering Group on Settlement Risk in Foreign Exchange Transactions、以下ステアリング・グループ)を設置した。報告書の作成に当たり、ステアリング・グループは、外為決済エクスポートジャーの定義付けを行うとともに、その測定方法を考案した。こうした分析上の枠組みを利用して、ステアリング・グループは、慎重なリスク管理のための現行の市場慣行およびリスク管理上の障害について取りまとめることを目的として、G-10諸国の銀行約80先について調査を行った。この調査により、以下のような主な論点が明らかとなった。

- 外為決済エクスポートジャー（訳注）は単なる日中の現象にとどまらない。すなわち、現行の外為決済慣行は少なくとも1～2営業日存続し得る銀行間エクスポートジャーを創出し、また銀行は自らの買入通貨を確かに受領したかどうかを知るために、さらに1～2営業日を必要とし得る。
- 現行の慣行を前提とすれば、ある銀行の外為決済エクスポートジャーの最大額は、3日分の取引に相当する受領額と同等ないしそれ以上にもなり得る。したがって、週末や祝日を含め、いつの時点であっても、ある取引相手1先に対してリスクに晒されている金額でさえ、銀行の自己資本を上回ることがある。
- 個別銀行は、自らが選択すれば、バックオフィスにおける支払処理、コルレス業務の取り決め、オブリゲーション・ネットティングの能力、およびリスク管理策を改善することにより、自らのエクスポートジャーおよびより広いシステム・リスクを相当

程度削減する余地がある。

- 優れた構造の多通貨サービス、例えば多通貨決済メカニズムやバイラテラルおよびマルチラテラルなオブリゲーション・ネットティングの仕組みは、個別銀行の外為決済エクスポートジャー削減努力に大いに役立ち得る。
- 一部の主要行は、自らの直面する相当規模の外為決済リスクに懸念を抱いており、自らの決済慣行を改善し、リスクを削減する多通貨サービスを共同で構築する方法を積極的に模索している。
- しかしながら、多くの銀行は、個別および集団的行動を通じて外為決済リスクを削減する能力が相当高いにもかかわらず、このような努力にかなりの資源を投入することについて依然懐疑的である。

（訳注）外為取引に係る（自国通貨および外国通貨の）決済リスク（エクスポートジャー）を当報告書では簡単のため「外為決済リスク（エクスポートジャー）」と呼んでいる。

## 2. ストラテジーの概要

G-10中央銀行は全体として、民間機関が個別および集団的行動を通じて外為決済に伴うシステム・リスクを相当程度削減する能力を有するものと考えている。このため、G-10中央銀行総裁は、以下の3種類のストラテジーが実施されるべきであるという点で意見の一一致をみた。

外為決済エクスポートジャーを管理するため  
に個別銀行が採る行動

個別銀行は、外為決済エクスポートジャーに対し、適切な与信管理プロセスを適用すべく直ちに行動を起こすべきである。これ

は、外為決済エクスポートの測定・管理に係る現在の慣行を改善する形で、個別銀行がこの問題に取り組む余地が大きいことを念頭においたものである。

#### リスクを削減する多通貨サービスを提供するために業界グループが採る行動

業界グループは、個別銀行のリスク削減努力の一助となるような、優れた構造の多通貨サービスを構築するよう促される。これは、多通貨決済メカニズムやバイラテラルおよびマルチラテラルなオブリゲーション・ネットティングの仕組みには、潜在的利点がかなりあること、またG-10中央銀行はこのようなサービスが公的部門ではなく民間部門によって提供されるのが最もよいという見解にあることを念頭においたものである。

#### 民間部門の行動の迅速な進展を促すために中央銀行が採る行動

各国中央銀行は、適切な場合に関係監督当局と協力しつつ、民間部門が国内市場で今後2年間に満足のいく行動を探るよう促すために最も有効な措置を探るであろう。加えて、適切かつ実行可能な場合において、中央銀行は、国内決済システムに何らかの重要な改善を施したり、施すように努めるほか、民間部門のリスク削減努力を促す他の措置を検討する。これは、公的当局が個別銀行および業界グループによる行動を促したり、これらのグループと協力することで、タイムリーに市場全体の改善を進めることができおそらく必要であろう、との考えに基づくものである。

G-10中央銀行は、このストラテジーが外為取引の現行の決済慣行に内在するシナリオ・リスクに適切に対処できるものと信じている。実際、いくつかの重要な業界主導の動きが進行中である。例えば、ニューヨーク外為委員会は1994年、市場参加者の外為決済エクスポート削減を助けることを目的に、報告書の作成と一緒に提言を行った。その報告書および外為決済リスクというテーマ一般は、その後かなりの注目を集めてきた。また現在、リスクを削減するいくつかの多通貨サービスが市場において利用可能となっている。これには、FXNET、SWIFT、VALUNETが提供するバイラテラルなオブリゲーション・ネットティングの仕組み、またECHOや将来的にはMultinet International Bankによっても提供されるマルチラテラルなオブリゲーション・ネットティングと決済のサービスが含まれる。さらに、最近組成された「Group of 20」や他の民間団体は、別の多通貨決済サービス創設の実現可能性を模索している。G-10中央銀行としては、適切かつ実行可能な場合、リスクを削減する多通貨決済サービスの構築に努めるすべての業界グループと協力する用意がある。

民間部門の努力のいざれかないしすべてが現状の改善に大きな役割を果たし得るにもかかわらず、市場全体を通じて外為決済リスクを本格的かつ永続的に削減するまでには至っていない。こうしたことから、G-10中央銀行は、さらなる行動の必要性を見極めるため、今後2年間にわたり、民間部門の行動の前進ぶりを仔細にモニターする予定である。

(信用機構局)